

○奈良県営自転車競走競技規則

昭和四十年六月一日

奈良県規則第十三号

改正 昭和四三年六月一八日規則第二四号

昭和五三年七月一日規則第二二号

昭和五四年十一月九日規則第二八号

昭和五八年三月三十一日規則第五三号

昭和六三年八月三十一日規則第三一号

平成三年八月二日規則第一五号

平成一二年五月三〇日規則第一号

平成一四年四月五日規則第二号

平成一五年一二月二六日規則第二八号

平成二四年十一月九日規則第一九号

令和元年五月三〇日規則第五号

奈良県営自転車競走競技規則をここに公布する。

奈良県営自転車競走競技規則

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 選手紹介(第三条・第四条)

第三章 普通競走(第五条—第十九条)

第四章 先頭固定競走(オリジナル)(第二十条—第三十一条)

第五章 先頭固定競走(インターナショナル)(第三十二条—第三十六条)

第六章 失格等(第三十七条—第三十九条)

第七章 競走不成立(第四十条・第四十一条)

第八章 雑則(第四十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号。以下「法」という。)に基づき行う自転車競走の方法については、同法及び自転車競技法施行規則(平成十四年経済産業省令第九十七号)並びに奈良県営自転車競走実施規則(昭和四十年十二月奈良県規則第五十三号)

に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(昭四三規則二四・昭五三規則二二・昭五四規則二八・平一五規則二八・一部改正)

(競走路)

第二条 普通競走、先頭固定競走(オリジナル)及び先頭固定競走(インターナショナル)は、別表に掲げる競走路において行う。

(昭五三規則二二・平二四規則一九・一部改正)

第二章 選手紹介

(選手紹介)

第三条 出走選手は、出場準備を完了して出走予定時刻の三十分前に所定の場所に集合し、審判委員の指示に従い、選手番号順に自転車に乗って競走路に入り、競走路を周回しなければならない。

(出走準備)

第四条 出走選手は、前条に定める周回が終つた後、選手管理委員の指示する場所に位置し、審判委員の指示を待たなければならない。

第三章 普通競走

(発走の方法)

第五条 出走選手は、審判委員の指示に従い、自転車に乗って発走位置につき、発走合図を受けると同時に発走しなければならない。

2 発走位置につく際は、当該競走の選手番号の順に内側から発走線に整列するものとする。

(平一四規則二・一部改正)

(発走)

第六条 審判委員は、発走線についた選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」と発声し、次いで号砲等により発走の合図をしなければならない。

(再発走)

第七条 審判委員は、選手の発走又は発走線から二十五メートル以内の地点における競走が適当でないと認めたときは、号砲等により競走の進行を中止させ、選手を発走線に戻せたいえ、再び発走させなければならない。

2 前項の規定による再発走は、選手の責に帰することができない場合を除き、二回を超えることができない。

(昭五三規則二二・一部改正)

(競走からの除外)

第八条 審判委員は、再度不正な発走をした選手又は審判委員の指示に従わない選手をその回の競走から除外することができる。

(周回数 of 通告)

第九条 審判委員は、競走中の選手に対し、毎週決勝までの残余の周回数を周回告知板で通告し、競走中の選手の先頭の選手(以下「先頭走者」という。)が最終周回の前回のバック・ストレッチ・ラインに到達したときは、打鐘によつて最終周回である旨を通告するものとする。

(平一五規則二八・一部改正)

(選手の義務)

第十条 選手は、暴走、過度のけん制等をしてはならず、かつ、勝利を得る意志をもつて、全力を尽くして競走しなければならない。

(昭五三規則二二・昭六三規則三一・一部改正)

(過失走行の禁止)

第十条の二 選手は、過失走行により走行の安全に支障を及ぼすことがないよう細心の注意を払つて競走しなければならない。

(昭六三規則三一・追加、平三規則一五・平一五規則二八・一部改正)

(妨害行為の禁止)

第十一条 選手は、身体又は自転車の全部若しくは一部を用いて他の選手を押圧し、若しくは押し上げ、又は他の選手と押し合いを行つてはならない。

2 選手は、斜行又は蛇行して、他の選手の競走を妨害してはならない。

3 選手は、先行して並走する選手との間に走行の安全に必要な相当の間隔を保持できる場合でなければ、その間に差し込み、又は追い抜きをしてはならない。

(昭六三規則三一・全改)

(助力的行為等の禁止)

第十二条 選手は、競走中他の選手に助力を与え、若しくは他の選手から助力を受け、又はペースメーカーとなつてはならない。

(競走方向)

第十三条 競走の方向は、選手の左手が内側になるようにして行ふ。

(昭五三規則二二・一部改正)

(内側差し込み等の禁止)

第十四条 選手は、外帯線の内側を前走する選手に対し、内側に差し込み、又は内側から追

い抜きをしてはならない。

(平一五規則二八・全改)

(並走の方法)

第十四条の二 選手は、内圏線と外帯線の間を走行する選手と並走する場合は、外帯線の内側に入り、又は他の選手をして外帯線の内側に入らせてはならない。

(平三規則一五・追加)

(内圏線通過等の禁止)

第十五条 選手は、内圏線の内側に入つて走行してはならない。

(昭四三規則二四・昭五三規則二二・昭六三規則三一・一部改正)

(イエロー・ライン踏切りの禁止)

第十五条の二 先頭走者は、最終周回前々回に入るホーム・ストレッチ・ラインから最終周回バック・ストレッチ・ラインの間において、イエロー・ラインの外側を走行してはならない。

(平一五規則二八・追加)

(周回数誤認の禁止)

第十五条の三 選手は、周回数を誤認して競走してはならない。

(平一五規則二八・追加)

(自転車の故障等による退避)

第十六条 選手は、競走中パンクその他自転車の重大な故障により、又は落車等によつて骨折その他身体に重大なる負傷を受け、競走を継続することができなくなつたときは、他の選手を妨げないよう直ちに内圏線の内側の所定の場所に退避しなければならない。

(昭五三規則二二・一部改正)

(競走の継続等)

第十七条 選手は、競走中どのような事故があつても、前条の場合を除き、他人の援助を受けることなく、落車の場合は直ちに乗車し、常に乗車のまま競走を継続しなければならない。ただし、決勝線に到達する前方三十メートル以内において乗車して競走を継続することが不能となつたとき又は不利となつたときは、他人の援助を受けることなく、自転車を携え、引行し、若しくは転がして競走を完了することができる。

2 決勝線に到達する前方三十メートル以内における落車により選手と自転車が離れて決勝線に到達した場合は、前項の規定にかかわらず、選手又は自転車のうち後着した方が決勝線に到達したときをもつて競走の完了とする。

(昭五三規則二二・一部改正)

(着順)

第十八条 選手の着順は、決勝線に到達した順位によつて決定する。

第十九条 競走において二人以上の選手が同時に決勝線に到着したときは、これを同着とする。

第四章 先頭固定競走(オリジナル)

(平二四規則一九・改称)

(先頭固定競走(オリジナル))

第二十条 先頭固定競走(オリジナル)は、先頭誘導選手(以下「先頭員」という。)を競走選手(先頭員以外の出走選手をいう。以下同じ。)と同時に発走させ、先頭員に競走選手を第二十三条第一項に規定する標識線まで誘導させる競走とする。

(昭五三規則二二・平一四規則二・平二四規則一九・一部改正)

(退避路)

第二十一条 先頭固定競走(オリジナル)には、競走路の内側に幅一メートル以上の退避路を設けるものとする。

(平二四規則一九・一部改正)

(先頭員数)

第二十二条 一競走に出走する先頭員は、一人とする。

2 出走すべき先頭員が、病気その他やむを得ない理由により出走不能となつたときは、先頭員を変更することができる。

(昭四三規則二四・全改、昭五三規則二二・昭五八規則五三・平一四規則二・一部改正)

(先頭員の誘導)

第二十三条 先頭員は、最終周回前回の標識線まで原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障等のやむを得ない理由により誘導不能となつたときは、誘導を中止しなければならない。

2 前項に規定する標識線は、ホームストレッチの入口に設定する。

(昭四三規則二四・平一四規則二・平二四規則一九・一部改正)

(審判委員の誘導の中止退避の指示)

第二十三条の二 審判委員は、先頭員が誘導中に次の各号のいずれかに該当するに至つたと

きは、先頭員に対して、誘導を中止し、退避するよう指示することができる。

- 一 競走選手に追い越されたとき又は競走選手の競走を妨害し、若しくは競走選手と接触する等競走選手の競走安全を阻害するおそれがあると認められるとき。
- 二 誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障等のやむを得ない理由により誘導不能となつたとき。
- 三 その他競走選手の競走に支障をきたすような状態となつたとき。

(昭四三規則二四・追加、令元規則五・一部改正)

(先頭員の退避)

第二十四条 先頭員は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに退避路に入り退避しなければならない。

- 一 第二十三条第一項に規定する標識線まで競走選手を誘導したとき。
- 二 第二十三条第一項ただし書の規定により誘導を中止したとき。
- 三 前条の規定により審判委員の退避の指示があつたとき。

(昭四三規則二四・全改、昭五三規則二二・平一四規則二・令元規則五・一部改正)

(競走選手に対する妨害行為等の禁止)

第二十五条 先頭員は、特定の競走選手を有利に誘導し、又は競走選手の競走を妨害してはならない。

(先頭員に対する妨害行為等の禁止)

第二十六条 競走選手は、誘導中又は退避中の先頭員に対して、妨害行為、危険性の高い行為等を行つてはならない。

(平一五規則二八・全改)

(先頭員の追い越しの禁止)

第二十六条の二 競走選手は、先頭員が最終周回前々回のバック・ストレッチ・ラインに到達するまでは、先頭員を追い抜いてはならない。

(昭六三規則三一・追加、平一二規則一・平一五規則二八・令元規則五・一部改正)

(競走選手の競走の継続)

第二十七条 先頭員が次の各号の一に該当する場合は、競走選手のみでその競走を継続する。

- 一 先頭員が第二十三条第一項ただし書の規定により誘導を中止したとき。
- 二 先頭員が第二十三条の二の規定により退避したとき。

(昭四三規則二四・一部改正)

(先頭員の紹介)

第二十八条 先頭員の紹介及び競走の際の入場は、競走選手と分離して行う。

(昭五三規則二二・一部改正)

(先頭員の発走)

第二十九条 先頭員は、競走選手の発走線から八メートル(発走線から先頭員の自転車の後輪の後端までをいう。)前方に位置し、発走合図により競走選手と同時に発走しなければならない。

(競走の中止)

第三十条 審判委員は、先頭員が次の各号のいずれかに該当するときは、号砲等により競走を中止させ、改めて発走させなければならない。

- 一 先頭員の発走が適当でないと認められるとき。
- 二 先頭員が発走線から第一周回の第二コーナーまでにあるときにおいて落車し、又は身体若しくは自転車の故障等によつて誘導に支障があると認められるとき。

2 前項の規定による再発走は、第七条第二項に規定する再発走の回数には、算入しない。

(平一五規則二八・一部改正、平二四規則一九・旧第三十一条繰上・一部改正)

(準用)

第三十一条 第五条から第十九条までの規定は、先頭固定競走(オリジナル)に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「第三十一条において準用する前項」と、第十七条第一項中「前条」とあるのは「第三十一条において準用する前条」と、第十七条第二項中「前項」とあるのは「第三十一条において準用する前項」と読み替えるものとする。

(昭五三規則二二・一部改正、平二四規則一九・旧第三十二条繰上・一部改正)

第五章 先頭固定競走(インターナショナル)

(平二四規則一九・追加)

(先頭固定競走(インターナショナル))

第三十二条 先頭固定競走(インターナショナル)は、先頭員を助走させた後に競走選手を発走させ、先頭員に競走選手を第三十五条に規定する区間まで誘導させる競走とする。

(平二四規則一九・追加)

(先頭員の助走開始)

第三十三条 先頭員は、その自転車の前輪の前端が発走線から百メートル以上後方である位置につき、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

(平二四規則一九・追加)

(発走)

第三十四条 審判委員は、発走線についた選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」と発声し、次いで先頭員が発走線に到達すると同時に号砲等により発走の合図をしなければならない。

(平二四規則一九・追加)

(先頭員の誘導)

第三十五条 先頭員は、先頭員に競走選手を最終周回前回の第二コーナーから第三コーナーまでのバツク・ストレッチの間(以下「退避区間」という。)に到達するまで原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障等のやむを得ない理由により誘導不能となつたときは、誘導を中止しなければならない。

(平二四規則一九・追加)

(準用)

第三十六条 第五条、第七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二から第二十六条まで、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定は、先頭固定競走(インターナショナル)に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「第三十六条において準用する前項」と、第十七条第一項中「前条」とあるのは「第三十六条において準用する前条」と、第十七条第二項中「前項」とあるのは「第三十六条において準用する前項」と、第二十四条中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十五条」と、「標識線」とあるのは「退避区間」と、「前条」とあるのは「第三十六条において準用する前条」と、第二十七条中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十五条」と、「第二十三条の二」とあるのは「第三十六条において準用する第二十三条の二」と、第三十条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第二号」と、「改めて発走」とあるのは「改めて先頭員を助走させた後に競走選手を発走」と、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第三十六条において準用する前項」と、「第七条第二項」とあるのは「第三十六条において準用する第七条第二項」と読み替えるものとする。

(平二四規則一九・追加)

第六章 失格等

(昭六三規則三一・改称、平二四規則一九・旧第五章繰下)

(失格等)

第三十七条 選手が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その選手は失格とす

る。

- 一 競走能力を一時的に高める目的をもって薬物その他のものを用いたとき。
- 二 第十二条、第十三条若しくは第十五条の三から第十七条まで(これらの規定を第三十一条及び第三十六条において準用する場合を含む。)又は第二十六条の二の規定に違反したとき。
- 三 不正の競走をし、又はその協定をしたとき。

- 2 選手が第十条から第十一条まで、第十四条から第十五条の二まで又は第二十六条(これらの規定を第三十一条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定のいずれかに違反したときは、その違反の程度及び支障に応じ、その選手を失格とし、又はその選手に重大走行注意若しくは走行注意を与える。
- 3 他の選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けるための走行等、審判委員がやむを得ないと認めた場合に限り、前項の規定は適用しない。

(昭六三規則三一・平三規則一五・平一五規則二八・一部改正、平二四規則一九・旧第三十三条繰下・一部改正、令元規則五・一部改正)

(失格の宣告)

第三十八条 失格の宣告は、審判委員が行わなければならない。

- 2 失格した選手は、その着順の資格を失う。

(昭五三規則二二・平一四規則二・一部改正、平二四規則一九・旧第三十四条繰下)

(着順の繰上げ)

第三十九条 審判委員は、失格した選手があつたときは、着順を順次に繰り上げるものとする。

(平二四規則一九・旧第三十五条繰下)

第七章 競走不成立

(平二四規則一九・旧第六章繰下)

(競走の停止)

第四十条 審判委員は、次の各号に掲げる場合においては、その競走を停止するものとする。

- 一 競走中突風又は豪雨等のため競走の続行が不可能となつたとき。
- 二 競走中周回通告員が打鐘若しくは周回通告を誤つて行つたとき又は打鐘若しくは周回通告を行わなかつたとき。
- 三 競走中動物が走路上に現われ重大な進路妨害を与えたとき。
- 四 競走中観客の投石その他の妨害により競走に重大な障害があつたとき。

五 前各号以外の場合であつて、選手の責に帰することのできない理由により競走に重大な支障を生じたとき。

六 先頭固定競走(オリジナル)及び先頭固定競走(インターナショナル)において、先頭員が誘導すべき周回数を誤つて誘導したとき。

七 先頭固定競走(オリジナル)及び先頭固定競走(インターナショナル)において、先頭員が錯誤により第二十三条第一項若しくは第三十五条の規定による誘導を誤つたとき又は先頭員が競走選手の競走に重大な障害を与えたとき。

(昭四三規則二四・昭五三規則二二・一部改正、平二四規則一九・旧第三十六条線下・一部改正)

(競走の不成立)

第四十一条 次の各号に掲げる場合においては、競走は成立しないものとする。

一 決勝線に到達した選手がいなかつたとき。

二 前条各号の一に該当するとき。

(昭五三規則二二・一部改正、平二四規則一九・旧第三十七条線下)

第八章 雑則

(平二四規則一九・旧第七章線下)

(到達順位等の判定)

第四十二条 選手が決勝線に到達した順位又は時期の判定は、次の各号の定めるところによる。

一 選手と自転車が一体で決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した瞬間をもつて判定する。

二 第十七条第一項ただし書(第三十一条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により、選手が自転車に乗らずに決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した瞬間をもつて判定する。

三 第十七条第二項(第三十一条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により選手と自転車が離れて決勝線に到達した場合は、選手又は自転車のうち後着した方の最前部(自転車にあつては車輪の一端)が決勝線の垂直面に到達した瞬間をもつて判定する。

(昭五三規則二二・全改、平二四規則一九・旧第三十八条線下・一部改正)

附 則

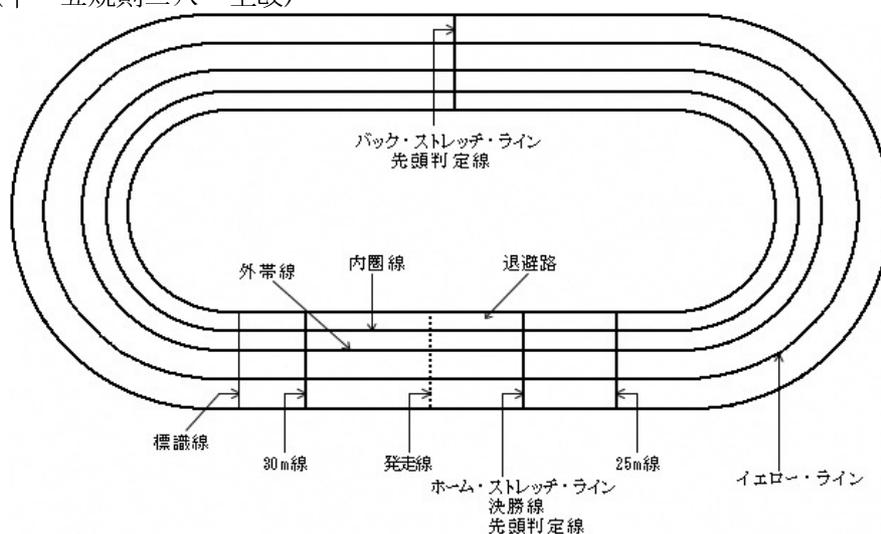
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(奈良県営自転車特殊競走規則の廃止)
- 2 奈良県営自転車特殊競走規則(昭和三十七年奈良県規則第六十三号)は、廃止する。
(奈良県営自転車競走実施規則の一部改正)
- 3 奈良県営自転車競走実施規則(昭和三十五年三月奈良県規則第十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表(第二条関係)

(平一五規則二八・全改)



附 則(昭和四三年規則第二四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年規則第五三号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第三一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一号)

この規則は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年規則第二八号)

この規則は、平成十六年一月五日から施行する。

附 則(平成二四年規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第五号)

この規則は、令和元年五月三十一日から施行する。